

団 名 (期間)	人数	訪 問 都 市	団 長 名 (敬称略)
第2回日中友好「生産性の船」 (9.15~9.28)	341	上海・天津・北京	小 林 大 祐 (富士通会長, 本部理事)
<1982年> 第3回日中友好「生産性の船」 (9.16~9.29)	352	上海・天津・北京	島 村 道 康 (日本ゼオン相談役)
<1983年> 第3次生産性トップ・マネジ メント訪中使節団 (3.30~4.10)		北京・武漢・桂林 広州・香港	小 島 慶 三 (芙蓉石油開発社長)
第4回日中友好「生産性の船」 (9.14~9.27)	341	上海・天津・北京	井 手 恵 生 (小西六写真工業副社長)

3) 専門家の派遣 (JICAベース)

(工場診断指導のためのコンサルタント派遣)

都市名	期 間	人数	テ ー マ
<1980年> 天 津	3.8~3.28	6	経営管理全般, 生産管理, IE, 財務管理, 人事労務管理
蘭 州	9.6~10.4	5	企業内教育, 訓練, 財務管理, 経営計画, 情報管理 コンピュータシステム, IE, 生産管理
天 津	11.29~12.27	6	情報管理, IE, 生産管理, マーケティング, 財務管理, 経営計画, 企業内教育
<1981年> 合 肥	2.28~3.28	6	人事・労務管理, IE, 生産管理, 情報管理, 財務管理, マーケティング
ハルビン	6.20~7.13	4	生産性, 経営概論, 人事・労務管理, 財務管理
ハルビン	7.9~8.6	4	IE・生産管理
ハルビン	8.4~12.8	3	マーケティング, 経営システム管理
北 京	9.12~8.27	16	生産性・経営概論, 人事労務管理, 財務管理 IE・生産管理, マーケティング, 経営情報シス テム, 生産管理診断実習指導
<1982年> 承 徳	5.24~8.27	8	人事・労務管理, 財務管理, IE・生産管理, マーケティング, 経営システム
承 徳	5.24~8.27	9	人事・労務管理, 財務管理, IE・生産管理, マー ケティング, 経営システム, 企業診断実習指導
無 錫	8.23~11.14	6	人事・労務管理, 財務管理, 経営情報, IE・生産管理
<1983年> 昆 明	5.30~8.27	9	人事・労務管理, 財務管理, IE・生産管理, マーケティング, 経営計画, 企業診断実習指導

4) 研修生の受入れ

20名の「経営管理コース」

期 間：約3ヶ月間

主 催：国際協力事業団

実 施：日本生産性本部

第1回	1980年	8.14~11.11	受講者	20名
第2回	1981年	7.28~10.23	#	20名
第3回	1982年	7.27~10.26	#	18名
第4回	1983年	7.26~10.25	#	17名

5. 日中技術協力協定

◎科学技術の分野における協力に関する日本国政府と
中華人民共和国政府との間の協定

(略称) 中国との科学技術協力協定

昭和五十五年 五月二十八日 東京で署名
昭和五十五年 五月二十八日 効力発生
昭和五十五年 六月十三日 告示

(外務省告示第二二六号)

前文	三二一
第一条 科学技術協力の発展及び促進並びに協力の形態	三二一
第二条 協力活動の細目及び手続を定める実施取極	三二二
第三条 日中科学技術協力委員会の設置等	三二二
第四条 各種団体及び機関並びに個人間の協力の支持及び促進	三二三
第五条 便宜供与	三二三
第六条 関係法令に従っての協定の実施	三二三
第七条 効力発生、有効期間及び終了並びに終了と計画の実施との関係	三二三
末文	三二四

科学技術の分野における協力を促進する日本国政府と中華人民共和政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和政府は、
両国間の友好協力関係が、千九百七十八年八月十二日在北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の基礎の上に発展していることを想起し、

科学技術の分野における両政府間の協力が、両国間の友好協力関係を一層強固にし、かつ、両国の経済及び社会の発展に貢献することを望み、

この協力を促進することを目的として、
次のとおり協定した。

第一条

- 1 両政府は、平等及び互恵の原則の基礎の上に科学技術の分野における両政府間の協力を促進させ、かつ、発展する。
- 2 1の協力は、次の形態により行ふことができる。
 - (1) 研究者及び技術者の派遣及び受け入れ
 - (2) 両国の科学者及び技術者が参加する討論会、セミナー等の会合の開催
 - (3) 共同研究の実施
 - (4) 科学技術に関する情報の交換
 - (5) 両政府間で合意することがあるその他の形態

中国との科学技術協力協定

第二条

この協定に基づく特定の協力活動の計画及び手続を定める実施規程は、両政府又は両政府の機関のいずれか両当事者を当事者として行ふことができる。

第三条

- 1 両政府は、この協定の目的を達成するため、両政府の代表者から成る日中科学技術協力委員会（以下「委員会」という。）を設け、委員会は、外交上の経路を通じて定められる日に、日本国及び中華人民共和国において交互に会合する。
- 2 委員会は、次の任務を有する。
 - (1) この協定の実施に関連する主要な科学技術の政策事項を討議すること。
 - (2) この協定の協力計画その他この協定の実施について必要な活動を両政府に對して行ふこと。
 - (3) この協定の実施状況を検討すること。
- 3 委員会の会合が開催されていない間、委員会に代る常任機関とする定款は、外交上の経路を通じて行われる。
- 4 専門委員会が、必要に応じて、委員会の全般的な指導の下に設置される。専門委員会は、特定の分野における協力を調整し、及び促進する任務を有する。

日本国政府和中華人民共和政府
科学技术合作協定

日本国政府和中華人民共和政府基于两国间的友好合作条约于一九七八年八月十二日在北京签订的《日本国和中華人民共和國和平友好條約》的基礎上正在發展，確信兩國政府往來科學技術領域的合作將有助於兩國間友好關係的進一步鞏固和兩國經濟、社會的發展，為促進這一合作，達成協定如下：

第一條

1. 兩國政府應在平等互惠原則的基礎上，發展和促進兩國政府間科學技術領域的合作。
2. 本條第一款所述的合作，可以採取下列形式：
 - (1) 派遣和接受科學家和技術人員；
 - (2) 舉辦兩國科學家和技術人員參加的討論會、研究會等；
 - (3) 進行共同研究；
 - (4) 交換有關科學技術情報；
 - (5) 兩國政府同意的其他合作形式。

第二條

兩國政府及政府任何適當部門可制定與本協定有關的專門合作項目指南和手續的執行協議。

第三條

1. 兩國政府為達到本協定的目的，設立由兩國政府代表組成的日中科學技術合作委員會（以下稱委員會）。委員會除應按外交途徑所確定的日期，輪流在日本國和中華人民共和國會外。
2. 委員會具有下列任務：
 - (1) 討論和執行本協定有關的主要科學技術政策的事項；
 - (2) 向兩國政府提出關於本協定的合作計劃和其他實施本協定所必需的建議；
 - (3) 檢查本協定的執行情況。
3. 委員會不進行會務期間，委員會與于本條第二款事前的聯繫，應以外交途徑進行。
4. 需要時，在委員會的全面指導下，可設立專門工作小組。專門工作小組應按協定和規定開展合作的工作。

及引人並及各種の間に及び協定促進の目的を達成するに必要の措置を講ずる。

協定書

次のに開示の協定は、協定促進の目的を達成するに必要の措置を講ずる。

と開示した協定は、協定促進の目的を達成するに必要の措置を講ずる。

本文

第四條

両政府は、兩國の各種団体及び民間並びに個人の間の手不換協力をできる限り支持し、かつ、促進する。

第五條

各政府は、他方の國の國民に対し、この協定に基づき活動の遂行に必要なる便宜を与える。

第六條

この協定は、各國の國民法令に従つて実施される。

第七條

1. この協定は、署名の日に効力を生ずる。
2. この協定は、二年間効力を有するものとし、その後は、その規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。
3. いずれの一方の政府も、六箇月前に他方の政府に対して文書による予告をなせることにより、最初の二年の期間の終了の翌又はその後いつてもこの協定を終了させることができる。
4. この協定の終了は、第二條にいう実施取組に依つて行われ、

中國との科學技術協力協定

中國との科學技術協力協定

かつ、この協定の終了の時までに履行を完了してないか
なる計画の実施にも影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正副長委任を
受けてこの協定に署名した。

千九百八十年五月二十八日に東京で、ひとしく正文である日
本語及び中國語により本條二語を作成した。

日本國政府のため
大來佐武郎

中華人民共和國政府のため
賀 章

(註文)
この協定は、我が國政府と中華人民共和國政府との間の科學技術協力における協力を平等及び互恵の原則に基づき発展せしめ及び促進するため、協力の形態、日本科學技術協力委員会設置の設置等を定めたものである。

第四條

兩國政府は、可能と認めれば、促進兩國各種団体、机构和個人之間的科學技術合作。

第五條

一方政府は、向另一方國家的公民為執行本協定進行工作時、提供必要的方便。

第六條

本協定は、各自國家的有關法律規章予以實施。

第七條

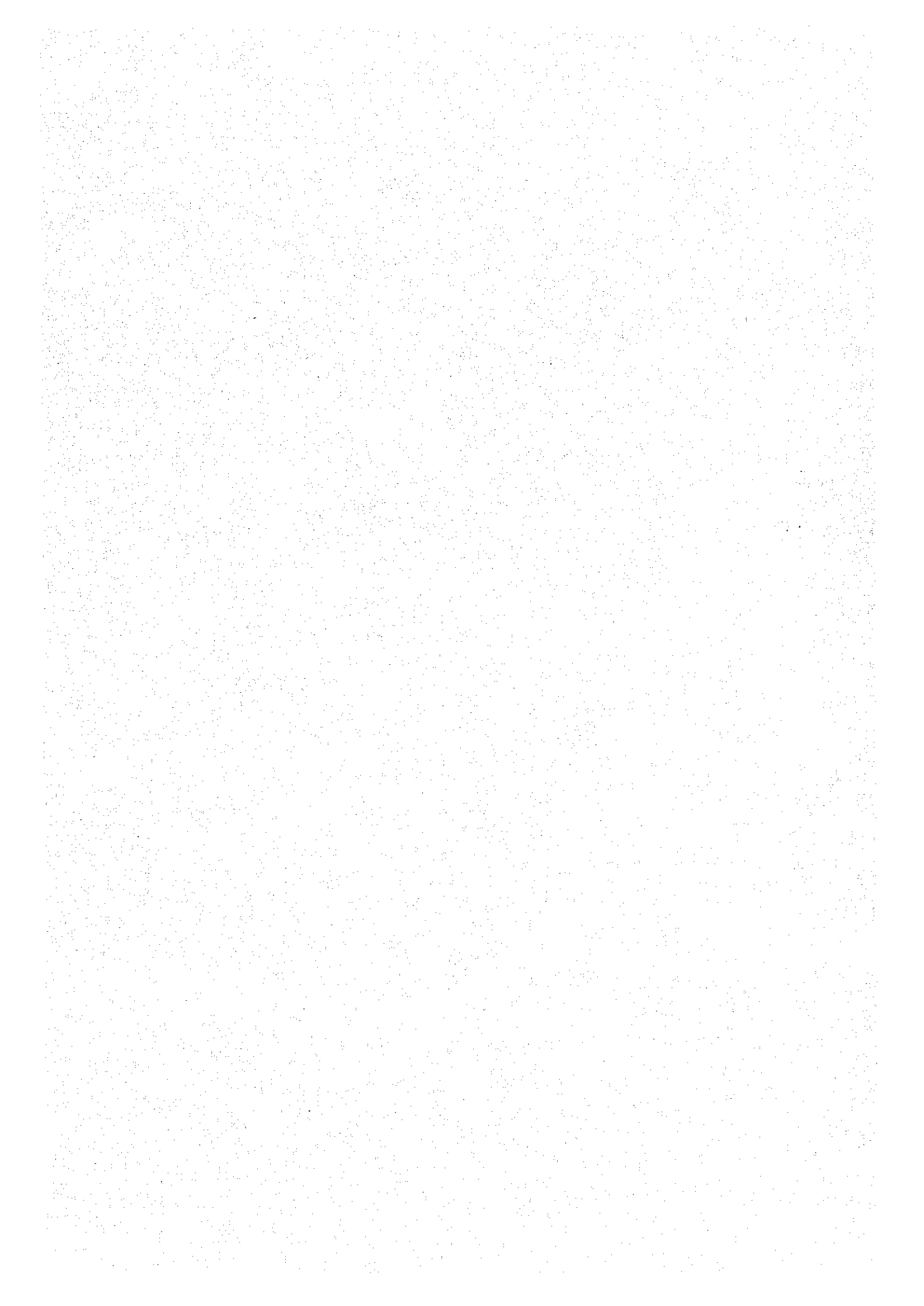
- 一、本協定自署名之日起生效。
- 二、本協定有效期為兩年，兩年之後，在規定期限的規定到期前禁止之前，繼續有效。
- 三、任何一方政府在最初兩年期間時終在其時，可以經六個月以前，以書面預先通知另一方政府，隨時禁止本協定。
- 四、本協定的禁止，不影響在本協定禁止之前尚未

履行義務的規章第二條所訂的任何計劃的執行。

下列代表，經各自政府正式授權，已在本協定上
署名為證。

本協定于一九八〇年五月二十八日在北京簽訂，一
式兩份，每份均用日文和中文寫成，兩種文本具有同等
效力。

日本國政府代表 大來佐武郎
中華人民共和國政府代表 賀 章



JICA